

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日： 平成23年1月17日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人永美福祉会 (施設名) 唐臼保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)沢田里美	定員(利用人数):120名
所在地:〒496-0026 愛知県津島市唐臼町郷裏55	TEL 0567-32-2126

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>社会福祉法人で多種の施設を経営していることが保育園経営に良い影響を及ぼしていると考えられるが、更に園長の指導力もあり、施設として経営姿勢が明確で管理運営体制が整った保育園である。職員も理念の具現化としてのモットーである「ひとりひとりの発達の保障」をしっかり捉え、保育内容において異年齢児保育を特徴として、その中でも一人ひとりの個性を大切にした取り組みが行われている。</p> <p>また、地域の子育て支援や福祉ニーズに応える取り組みについて、積極的に進められている。ケース記録等の事務室外持ち出し禁止など個人情報管理が徹底されている。更にアレルギー疾患を持つ子どもに対する除去食または代替食に関し、毎月保護者参加で話し合いを行っているなど、子ども一人ひとりに対する丁寧な姿勢が明確に感じられる。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>中・長期計画では、児童福祉施設としての理念実現のため、保育園の設備、保育内容、職員体制、人材育成等の現状の課題を明確にし、将来に向け強化する点・改善する点について具体的な取り組み計画を立てることが望まれる。</p> <p>個人情報保護や保護者からの意見に関する対応について、丁寧かつ適切に対応しているが書面としての対応マニュアルが整備されていないため、作成することが望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

本園は、子ども一人一人の個性と人権を尊重して、子どもたちが現在を幸せに生き、未来の可能性を築く力を身につけるよう、子どもとともに、家族とともに、地域とともに子育てを支え合うことを目的としています。その目的のために、職員一同、日々子どもたちと向き合っています。

第三者評価結果を受けるに当たって、不安な点がありました。一つ目は、一生懸命、子どもとかかわり保育を進めていると自負しておりますが、限られた時間と資料でその思いが十分評価者の方に伝えられるかどうかという点。二つ目は、マニュアルがあるかどうか評価の重要ポイントということで、保育の中で職員間で十分な共通理解ができていても評価に結び付かないのではないかとこの点です。

しかし、実際に実践を文章化する作業を通して、職員間でも深い検討を行い、より明確に一つ一つの内容の意味を理解・共有することができ、マニュアルの大切さを実感しました。

最終的には、実践者自身が、自分たちの実践に対し、厳しい評価をしながら、内容の充実を図り、それについて、いろいろな立場の人々に、目に見える形にしていながら、実践者と利用者と第三者が、同じ思いに至ることが大切なのだと思います。

時代の移り変わりが速く、制度の見直しが行われている中で、変化に敏感に対応し、社会福祉事業としての保育園の良さを大切にしつつ、様々な可能性を模索していきたいと思っております。また、法人として、施設として、積極的な事業展開を期待されていることを評価を通じて感じることができました。

評価結果を受けて、早速、よりよくするために園内でできることは何かを職員とともに考え、実行に移し始めています。このようなよい機会をいただき感謝しております。

これからも、子どもたちの中につまったすてきなものをいっぱい見つけて、子どもと保護者と職員と地域が一体となって、成長していきたいと思っております。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念、基本方針は明文化されており、園舎への掲載や職員室での掲示等周知を図っている。また、事業計画の冒頭にも掲げ職員間での協議も行っている。保護者には入園準備期間や入園時に説明をしている。職員も具現化したモットーである「ひとりひとりの発達の保障」をしっかり捉えている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画が策定され、その実現に向けた取り組みがされているが、更に、児童福祉施設としての理念実現のため、保育園の設備、保育内容、職員体制、人材育成等の現状の課題を明確にし、将来に向け強化する点・改善する点について具体的な取り組み計画を立てることが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10 (a) ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12 (a) ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

管理者はその責任を明確に表明し、更にリーダーシップを発揮し、経営・業務改善・保育サービス等あらゆる場面で課題を提起し職員と共に改善の取組みを行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16 a ・ b ・ (c)

評価機関のコメント

保育所を取り巻く環境、今後の動向や推移を把握し経営に取り組んでいるが、更に安定した経営の継続のため客観的な経営診断である外部監査の実施について法人で検討されることが望まれる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19 (a) ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20 (a) ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21 (a) ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22 (a) ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23 (a) ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

人事考課制度を取り入れ、職員自ら目標を持ち実践し評価を受ける取り組みを行い、職員の資質向上を目指している。更に、教育・研修計画についても全体としての目標と個々の職員に対する研修計画を策定している。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

各種マニュアルが整備されており、様々な時間帯や種類の避難訓練を実施、避難経路・避難場所を掲示して啓発に取り組んでいる。また、ヒヤリハットや事故報告書を作成し危険箇所に対する改善に取り組んでいる。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33 (a) ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34 (a) ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35 (a) ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園として校区コミュニティに参画し、病院や老人ホームへの訪問を実施し、更に園行事には地域の人に参加できるよう積極的に交流を図っている。園児の親を中心としたボランティアグループを組織し園運営に協力を得ている。また小学校とは園児の招待や生徒の訪問、更に就学に備えた話し合いも持つなど連携がある。地域の子育て支援も行われ、地域の福祉ニーズの把握と事業の実施に積極的に取り組んでいる。			
---	--	--	--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者のプライバシー保護に関し、例えばケース記録の職員室外持ち出し禁止のように丁寧かつ適切に行動している事は高く評価できる。ただし書面としてのマニュアルが不備なため作成することが望まれる。			
--	--	--	--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

サービスの標準的な実施方法の見直しに関し、見直し時期を設定し実施した上で職員会議にて改善策を検討しており、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用希望者に対し、分かりやすい書面による説明と3回の保育体験を実施している。また、卒園等利用終了後の相談方法について書面により説明しており、適切な対応がなされている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

統一された様式によるアセスメントが行われている。また、保育過程に基き策定されたサービス実施計画の実施状況について、月1回記録が確認され、保護者参加のもと必要に応じて見直しを実施している。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

アレルギー疾患を持つ子どもに対する食事に関し、1年毎に医師の指示書を取り、変化にも対応している。また、実際のメニューについて、毎月保護者参加のもと話し合いを行っている。